明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○内閣府告示第千八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南国市

二　地域再生計画の名称　なんこくブランド野菜の確立による地域再生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　南国市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐市

二　地域再生計画の名称　コンシェルジュ機能を生かした行きたい住みたいまち「土佐市」創生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宿毛市

二　地域再生計画の名称　直七高付加価値化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宿毛市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　四万十市

二　地域再生計画の名称　「四万十ブランドの再構築と地産・外商の強化による地域再生計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　四万十市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　野根川再生計画

二　地域再生計画の名称　野根川再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県安芸郡東洋町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡本山町

二　地域再生計画の名称　「ちょっと」ビジネスで定住促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡本山町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡大豊町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した子供から高齢者までが安心して生活できる山村づくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡大豊町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県土佐郡土佐町

二　地域再生計画の名称　林業2．0～グローカル人材の育成と林業振興～

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県土佐郡土佐町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県土佐郡土佐町

二　地域再生計画の名称　土佐あかうしの純国産飼料サプライチェーンの確立

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県土佐郡土佐町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県吾川郡いの町

二　地域再生計画の名称　心そだてる「みらいの町」推進計画